

令和6年7月22日

第3回福島地方最低賃金審議会・第2回福島県最低賃金専門部会 の開催について

標記を下記のとおり開催します。

傍聴希望される方は、下記3の要領によりお申し込み下さい。

記

1 開催内容

(1) 第3回福島地方最低賃金審議会

日時：令和6年7月29日(月) 午後1時30分から

場所：福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎1階会議室

議題：中央最低賃金審議会の目安伝達、労使の意見表明他

(2) 第2回福島県最低賃金専門部会

日時：令和6年7月30日(火) 午後2時00分から

場所：福島市上町4番25号 福島テルサ3階「あづま」

議題：参考人意見聴取、福島県最低賃金改正に係る金額審議

2 傍聴者

5名以内

3 傍聴申込要領

(1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに住所、氏名、電話番号及び所属を電話によりお申し込み下さい。

お申し込み締切日は、令和6年7月26日(金)(17時締切)とします。

電話番号 024-536-4604

(2) 会場の収容人数には限りがあるため、希望者多数の場合は抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

この場合傍聴できない方に対しては、個別にご連絡させていただきます。

(傍聴可能な方についてはご連絡いたしません。)

(3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越し下さい。お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日はご本人であることが確認出来るものをお持ち下さい。

4 その他

(1) 審議内容によっては公開できない場合もあります。その場合は一時退席をお願いすることになりますので、ご了承ください。

(2) 傍聴される際には、別添の遵守事項の厳守をお願いいたします。

(3) 車椅子をお使いになられる方と介助の方がおられる場合は、その旨をお申し込みの際にお知らせください。

担当： 福島労働局労働基準部賃金室 室長補佐 橋本
電 話 0 2 4 - 5 3 6 - 4 6 0 4

別 添

[審議会傍聴に当たっての遵守事項]

傍聴に当たっては、次の事項を遵守して下さい。
これらを遵守できない場合には、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定して下さい。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません。
(あらかじめ申し込まれた場合は、審議会冒頭に限り写真撮影をすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにして下さい。
- 5 その他、会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

福島地方最低賃金審議会 事務局